

第 8 健康管理と指導の重点

1 本年度の達成目標

- (1) 健康の自主管理の習慣を養い、健康診断後の事後措置の徹底を図る。
- (2) 日常の健康管理・保健指導に加えて、救急法・蘇生法の指導、疾病を持つ生徒への指導を行い、事故防止に努める。また、このための環境整備を図る。
- (3) 健康教育を通して健康管理の実践力を高めるとともに、よりよい生活習慣を身につけさせ、心身共に健康な生徒を育てる。
- (4) 清掃を徹底し、美化に努める。

2 学校保健安全計画

月	健康診断	保健指導	環境衛生
4	定期健康診断 4/9(金) 三計測・視力・聴力 結核検診 4/14(水) 1:30 内科検診 4/20(火) 2:00 歯科検診 4/22(木) 10:40	救急体制の周知徹底 健康カードによる保健調査・ 健康相談 健康診断事前指導 健康診断事後措置 疾病要管理者保健指導・健康相談	清掃区域・監督の割当 カーテンの管理、配布 ゴミの分別処理指導 大掃除・安全点検・掃除用具の整備 4/8 始業式 薬品管理(毒劇物の保管管理) 飲料水検査 4/26 校内美化ポスター指導
5	心臓2次検診 5/19(水) 尿1次検査 5/19・20 心臓基本検査	校外学習に向けての健康相談・保健 指導 心臓2次検診対象者説明会 健康診断事後措置、未受験者指導 教職員向け心肺蘇生法研修会	避難訓練・大掃除 5/31
6	尿2次検査 6/4・18 内科未受診者検診 運動部心臓検診 6/24	心臓検診後保健指導 部活動健康管理 感染症健康教育 文化祭食品衛生指導 文化祭 HIV/AIDS 予防啓発活動講習会 (第1回 6/8、第2回 6/22)	美化週間 6/1~8 プール水質検査
7	夏合宿前健康診断 7/9(金) 2:00~	心臓要管理者指導説明会 7/13(火) 2:00 - 文化祭食品衛生講習会 薬物乱用防止健康教育 夏休み中の健康管理・事故防止 セクシャルハラスメント窓口告知 疾病治療勧告、救急体制の徹底 心臓病管理指導ファイル配布 文化祭喫茶試作会	大掃除・安全点検 7/20(火)終業式 夏休み中のトイレ掃除指導
8	体育祭前健康診断 8/27	事故防止と救急体制の徹底	
9		体育祭に向けて疾病要管理者指導・ 救急体制確認 文化祭食品衛生指導 エイズ予防啓発活動 9/17(金)・18(土)	大掃除 除草 ごみの分別処理指導 文化祭中・後の大掃除 飲料水検査
10	検尿 1次	検尿事前・事後指導	騒音検査 照度検査 校内美化ポスター指導

月	健康診断	保健指導	環境衛生
11	検尿 2次	歯科、視力保健指導 HIV/AIDS 予防啓発活動講習会 (第3回:11/15)	避難訓練 美化週間 ストーブ使用に関する指導
12		冬季健康管理	大掃除・安全点検 12/24(金)終業式
1		インフルエンザの予防	教室内空気検査 大掃除・安全点検
2	学校保健委員会		
3			

(1) 学校保健計画

指導の重点

保健部が中心となり、生徒保健委員、全教職員、学校保健委員会、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などと連携を図りながら積極的に学校保健を推進する。また、保健所等の関係機関や家庭・地域との連携を図る。

生徒自ら健康管理を行うよう指導するとともに、生徒保健委員による広報活動をより強化し、生徒自らの問題として主体的によりよい生活習慣が維持できるよう指導する。また、学級や学年を単位とする健康教育を実施し、保健委員によるロールプレイ、紙芝居などの生徒同志学び合う教育、外部講師による研修会等を行い、生きる力を育てる健康教育の推進を図る。

具体的には以下のとおりである。

- (ア) 健康の実態把握に努めるとともに、生徒が自分自身の問題としてとらえ、自主的な健康管理ができるよう指導する。

生徒が健康診断の結果から、自分自身の健康問題について考え、具体的な対策を積極的に行うように指導する。

- (イ) 健康診断の事後措置の徹底に努力する。

生徒の健康への意識を高めるために、機会をとらえて保健指導の充実に努める。

心臓疾患、腎疾患などの慢性疾患を持つ生徒については個別に保健指導、健康相談を行い、適切な健康管理ができるよう指導する。

早期発見、早期治療を目標にして治療勧告を行い、特に長期休暇中を利用して治療に専念できるよう指導する。

- (ウ) 生徒保健委員会活動の充実に努める

保健委員の活動の活発化を図る。LHR や文化祭を通じて保健委員会活動を行い、生徒同志学び合う健康教育の推進を図る。

生徒保健委員

自主的、かつ積極的に取組むよう指導する。

主な活動内容……………健康教育
環境美化 } 広報活動、啓発活動

(I) 食堂の衛生管理

保健部および食堂運営委員会は食堂の衛生管理を担当し、生徒部は生徒の食堂利用について指導する。特に、衛生面については、食堂担当者と連携し主として、下記の点に留意する。

調理室の整理整頓、清潔

食器の清潔

着衣の清潔

手洗いの励行

金銭取扱いの手で食品に直接触れないこと。

食堂従業員の定期健康診断

(2) 学校安全計画

(ア) 体育活動時の安全管理

日常の健康管理を怠らず、適正な生活習慣を身につけ、無理のない練習計画をたてるよう指導する。

体育活動時の運動場の計画的使用、特に多数の生徒が使用する部活動等に於いて練習の場の調整を行うとともに計画的な練習が行えるよう指導する。

使用する施設、設備、器具を定期的に点検するとともに使用後の整備点検を励行させる。

(イ) 光化学スモッグの対策

「光化学スモッグ緊急時における学校のとるべき措置」にのっとり、速かに対応し、生徒の安全を期するとともに、平素より保健の授業を通じ理解を深めさせる。

(ウ) 災害対策・危機管理

A 教職員の配備体制を確立し、災害、火災・事件・事故発生時にそなえる。

防災器具の点検を随時行い、いつでも使用できるよう用意しておく。

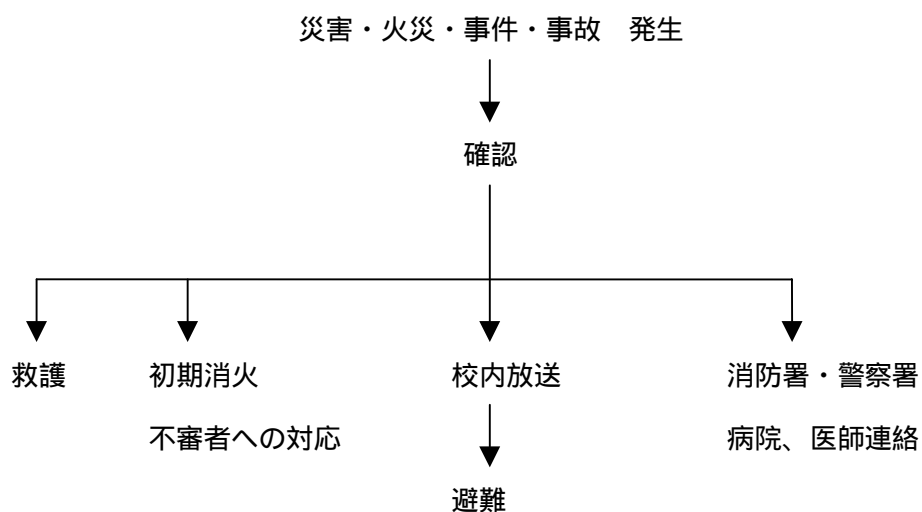
警備・防災計画に基づき、定期・臨時の2回防火・防災・不審者侵入の避難訓練を行う。

応急処置の方法を職員、生徒に徹底し、ふだんから十分な対策と訓練をする。

B 救急体制の確立

保健部を中心に関係分掌が協力してそれぞれ救急体制をたてる。

災害・火災・事件・事故の時の応急措置



被災者の救出

状況に応じ、全力を尽くすとともに、関係機関の出動を要請する。救出活動のため、さらに被害者を出さないように留意する。

C 万一、災害が発生した時は、市民が緊急避難場所として、一時施設を利用することにも配慮する。

(I) 学校環境の安全点検と安全委員会

生徒の学習活動が安全でしかも効果的に実施できるため安全委員会を推進して、日常的に施設・設備の点検活動を綿密に実施することにより、未然に危険を防止する。